

令和元年八幡市議会第2回定例会
請 願 文 書 表

受理年月日	令和元年6月12日	受理番号	第1号
請 願 者 住所・氏名	京都府八幡市男山長沢21-16 ユニメント明和102号室 新日本婦人の会八幡支部支部長 藤本枝乃子		
件 名	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願		
紹 介 議 員	山本邦夫 山田美鈴		

請願趣旨

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、2017年7月7日の国連会議で国連加盟国の約3分の2にあたる122カ国の賛成で採択されました。

核兵器禁止条約は第1条において、核兵器の「開発、実験、生産、製造」及び「保有、貯蔵」、さらにその「使用」と「使用の威嚇」を禁止し、条約締約国に対し「自国の領域または自国の管轄もしくは管理の下にあるいかなる場所においても、核兵器または核爆発装置を配置し、設置し、または配備すること」を禁止しています。

核兵器禁止条約への調印・批准が開始されてから1年半がたち、調印国が70カ国、批准国が21カ国と、条約発効にむけて順調に広がってきています。昨年の10月にも国連総会第1委員会で、核兵器禁止条約の早期署名・批准をよびかける新決議が、賛成122カ国、反対41カ国、棄権16カ国で採択されました。残念ながら日本政府は、反対票を投じました。

平和首長会議は2017年8月の第9回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる『核兵器禁止条約』の採択を心から歓迎する」「核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の1日も早い発効を求める」とする「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を可決しました。

さらに、世界医師会(WMA)は、2018年4月の第209回理事会で、「医師の使命として、WMAは、すべての国に対して速やかに署名、批准、同意して、核兵器禁止条約の内容を忠実に実行するように呼びかけます」と決議しました。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきです。

請願項目

日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書を提出されるよう請願します。

*別添資料「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)」

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た 2017 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018 年 9 月 20 日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の 70 カ国、批准国は 23 カ国にひろがっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、意見書を提出します。

年 月 日
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿

京都府八幡市議会